

2021年8月27日

各位

株式会社 紀陽銀行

紀陽スマートアプリ「キヨスマ！」のメモ機能追加および
「スマホ口座開設サービス」の商品性改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、サービスの利便性向上を目的とし、通帳レス口座「スマホ通帳。」をご利用のお客さまを対象に、紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ！）上で「メモ」が可能な機能を下記のとおりリリースします。また、本件と併せ「スマホ口座開設サービス」の商品性を改定します。

記

1. メモ機能について

(1) ご利用になれるお客さま

通帳レス口座「スマホ通帳。」をご利用のお客さま

(2) 機能の内容

キヨスマ！残高・入出金明細サービスにて、登録口座の各明細へ、メモが登録できます。

※ 本メモは、キヨスマ！に限り編集・照会可能であり、紀陽ダイレクトや窓口では編集・照会（開示）できません。



(3) 利用規定の改定について [改定詳細：別紙1](#) [改定後規定：別紙2](#)

本件に伴い、『通帳レス口座「スマホ通帳。」利用規定』を改定します。

2. キヨスマ! スマホ口座開設サービスの商品性改定について

(1) 改定の内容

口座開設と併せ、紀陽ダイレクト(インターネットバンキング)の申込もセットで受付けておりましたが、今般、セット申込を廃止いたします。(後日、Webにてお申込みになれます)

変更後	変更前
口座開設申込のみ	口座開設と紀陽ダイレクトをセット申込

(2) 利用規定の改定について 改定詳細：別紙 1 改定後規定：別紙 2

本件に伴い、「スマホ口座開設サービス利用規定」を改定します。

(3) メンテナンスについて

本件に伴うメンテナンスのため、以下の時間帯、スマホ口座開設サービスはご利用になれません。

なお、残高・入出金明細照会サービス等、その他のサービスはご利用いただけます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

2021年8月30日(月) 7:00~15:00

※再開時間は前後する可能性があります。

3. リリース日

2021年8月30日(月)

以 上

通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第1条 通帳レス口座について</p> <p>1. 通帳レス口座とは、通帳・照合表の発行に代えて『紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ！）「残高・入出金明細照会サービス」』等を利用し、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>2. 通帳レス口座は、通帳・照合表を発行いたしません。お申込みには当行所定の条件があるほか、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』へ対象口座を登録されることが必要です。</p> <p>3. 通帳レス口座は、新規口座開設時に選択いただけるほか、お手持ちの有通帳口座からの切替も可能です。</p> <p>4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。</p> <p>5. <u>通帳レス口座は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』を通じ、明細毎に文字情報等をメモとして登録することができます。登録したメモ情報は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に限り編集・照会することができ、紀陽ダイレクトや店頭では編集・照会（開示）できません。また、絵文字や一部の特殊文字等、機種に依存したメモ情報は正しく表示されない場合があります。</u></p>	<p>第1条 通帳レス口座について</p> <p>1. 通帳レス口座とは、通帳・照合表の発行に代えて『紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ！）「残高・入出金明細照会サービス」』等を利用し、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>2. 通帳レス口座は、通帳・照合表を発行いたしません。お申込みには当行所定の条件があるほか、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』へ対象口座を登録されることが必要です。</p> <p>3. 通帳レス口座は、新規口座開設時に選択いただけるほか、お手持ちの有通帳口座からの切替も可能です。</p> <p>4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。</p>

スマホ口座開設サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第2条 本サービスについて</p> <p>1. 本サービスは、画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、総合口座（普通預金口座）開設、および通帳レス口座「スマホ通帳。」のお申込みが同時におこなえるサービスです。</p> <p>2. 本サービスで開設する口座は、通帳を発行いたしません。取引明細等は、「紀陽スマートアプリ」残高・入出金明細照会サービスにご自身で<u>口座を登録し</u>、ご確認いただきます。</p> <p>3. ご利用には、所定の条件があります。</p>	<p>第2条 本サービスについて</p> <p>1. 本サービスは、画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、総合口座（普通預金口座）開設のほか、<u>個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」</u>、および通帳レス口座「スマホ通帳。」のお申込みが同時におこなえるサービスです。</p> <p>2. 本サービスで開設する口座は、通帳を発行いたしません。取引明細等は、「紀陽スマートアプリ」残高・入出金明細照会サービスにご自身で登録、ご確認いただきます。</p> <p>3. ご利用には、所定の条件があります。</p>

通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定

(2021年8月現在)

通帳レス口座「紀陽スマート通帳（スマ通帳。）」（以下、通帳レス口座）は、次の規定（以下、関連規定）によるほか、次項以降の定め（以下、本規定）により取扱います。なお、本規定では従来の通帳発行式口座を「有通帳口座」といいます。

第1条 通帳レス口座について

1. 通帳レス口座とは、通帳・照合表の発行に代えて『紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ！）「残高・入出金明細照会サービス」』等を利用し、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
2. 通帳レス口座は、通帳・照合表を発行いたしません。お申込みには当行所定の条件があるほか、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』へ対象口座を登録されることが必要です。
3. 通帳レス口座は、新規口座開設時に選択いただけるほか、お手持ちの有通帳口座からの切替も可能です。
4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。
5. 通帳レス口座は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』を通じ、明細毎に文字情報等をメモとして登録することができます。登録したメモ情報は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に限り編集・照会することができ、紀陽ダイレクトや店頭では編集・照会（開示）できません。また、絵文字や一部の特殊文字等、機種に依存したメモ情報は正しく表示されない場合があります。

第2条 有通帳口座から通帳レス口座への切替

1. 切替は、キヨスマ！内の操作または、店頭にて承ります。切替時点で未記帳明細がある場合、切替後は、切替前の通帳に記帳することができません。また、店頭の場合、当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび通帳の提示が必要です。
2. 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、通帳レス口座となります。
3. 切替された時点で、お手元の通帳はご利用いただけなくなります。

第3条 通帳レス口座から有通帳口座への切替

1. 切替は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、有通帳口座となります。
3. 新たに発行する通帳には、切替以降のお取引内容を記帳します。
4. 切替には当行所定の通帳発行手数料を申し受けます。

第4条 預金の受入れ

通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当行所定の書類（記名）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第5条 預金の払戻し等

1. 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻し、または総合口座定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の手續に加え、払戻しまたは解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるきは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

第6条 預金口座の解約

1. 通帳レス口座の解約は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の手續に加え、解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
3. 通帳レス口座を解約した時点で『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』では、対象となる預金口座の残高・入出金明細の確認ができなくなります。ご希望のお客さまには、店頭にてお取引明細を発行いたします。なお、お取引明細の発行には、当行所定の明細発行手数料を申し受けます。

第7条 残高・入出金明細等の確認にかかる留意事項

1. 通帳レス口座を『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』より削除（退会を含む）する場合、各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
2. 『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に表示する期間は、当行所定の期間とします。
3. お使いの端末およびソフトウェアのバージョン・ブラウザによっては、キヨスマ！をご利用いただけない場合があります。また、システムメンテナンス時はご利用になれません。詳細は当行ホームページをご確認ください。

第8条 規定の変更

1. この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第9条 準拠法・管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

スマホ口座開設サービス利用規定

(2021年8月現在)

本利用規定(以下、本規定)は、株式会社 紀陽銀行(以下、当行)が、「紀陽スマートアプリ」において提供する「スマホ口座開設サービス」(以下、本サービス)の取扱いを明記したものです。お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条 本規定の適用範囲等

1. 本規定は、「紀陽スマートアプリ」における「スマホ口座開設サービス」より開設した総合口座(普通預金口座)に適用される事項を定めるものです。
2. 本規定は、「普通預金等共通規定」「総合口座取引規定」「普通預金規定」「盗難通帳・証書による払戻被害に関する預金取引追加規定」「重大な過失または過失となりうる場合」(以下、各種預金規定)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
3. 本規定において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

第2条 本サービスについて

1. 本サービスは、画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、総合口座(普通預金口座)開設、および通帳レス口座「スマ通帳。」のお申込みが同時におこなえるサービスです。
2. 本サービスで開設する口座は、通帳を発行いたしません。取引明細等は、「紀陽スマートアプリ」残高・入出金明細照会サービスにご自身で口座を登録し、ご確認ください。
3. ご利用には、所定の条件があります。

第3条 預金契約の成立

本サービスからのお申込みにより開設された口座は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。ただし、佐川急便「受取人確認サポート」にて送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

第4条 印章の届け出

1. 本サービスからのお申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後すみやかに別途所定の方法により届け出るものとします。
2. 当行は、前項の印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等をおこないません。
3. 第1項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定のお取引はできません。
4. 第1項の届出前に生じた損害、または第1項の届け出が正当におこなわれなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 利用可能文字について

お使いの機器により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）がある場合がございます。その場合、運転免許証に記載された字体を使用することができない場合がございます。旧仮名・旧字等でのお手続きを希望される場合、当行本支店窓口にご相談ください。当行は、お客さまがスマートフォンによりお申込みされ、当行が認識した情報をもって、お取引させていただきます。

第6条 規定の変更

1. この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第7条 準拠法・管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上